

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を開始します

給付対象者の方へ6月中に送付しました申請書の受付を7月から開始します。申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して申請してください。記載・必要書類漏れ等があると給付出来ませんので、同封の記入例及び申請書の裏面をご覧ください。

まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要がありません。

下記の申請受付期間内に申請できない場合は、健康福祉課にご相談ください。

## 【支給要件】

### ○臨時福祉給付金

・対象者 平成26年度住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

・給付額 1人につき1万円（年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円）

### ○子育て世帯臨時特例給付金

・対象者 平成26年1月分の児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

・給付額 子ども1人につき1万円

申請書送付	6月中	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
申請書送付対象者	支給要件該当者のみ ※申請書が送付されない方は、支給要件を外れた方となります。	申請書類	申請書類
申請受付期間	7月1日(火)～9月30日(火)	申請書類	申請書類
給付金振込	8月から振込開始 ・月15日締め翌月15日支払 ・月30日締め翌月30日支払	申請書類	申請書類
申請場所	健康福祉課⑤窓口	申請書類	申請書類

### 【公務員以外の方】

・申請書

・申請者の本人確認書類（運転免許証等）

・通帳の写し

※児童手当の支給口座以外へ振込みを希望される場合のみ

### 【公務員の方】

・申請書

・公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書

・通帳の写し

・未申告の方については、申告のご案内を同封して申請書を送付いたします。

※申告していないと給付対象に該当するか判断できませんので申告をお願いします。

○お問い合わせ 健康福祉課 社会福祉G ☎(84)00006 (直通)

子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告について

昨年12月に五霞町内にお住まいで就学前のお子さん、小学校に通学しているお子さん、中学生、高校生世代を対象に子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査を実施いたしました。就学前児童57・6%、小学生81・8%、中学生83・3%、高校生世代42・3%、平均66・5%の回答をいただき、アンケート調査報告書を作成いたしました。

皆様から回答いただいた調査結果は「五霞町子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の策定に役立ててまいります。

ご協力ありがとうございました。アンケート調査報告書は次のアンケート調査報告書は次の施設で閲覧できます。

### ○施設名

五霞第一幼稚園、五霞幼稚園、川妻保育園、五霞保育園、東小學校、西小學校、中學校、保健センター、西児童館、南児童館、役場（健康福祉課）、ふれあいセンター、中央公民館

### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G ☎(84)00006 (直通)